

【第2報・最終】 名古屋高速 業務用プレートの区間外走行について

【発生日時】 2026年 4月24日（金）（行き）9:20頃 （帰り）13:30頃

【発生場所】 千音寺本線料金所・吹上東IC 区間外使用したIC

【件 名】 2026年度 東名阪自動車道 ●●管内維持修繕業務

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋（株）

【概 要】

当事者は、●●本社へ会議に向かうためコーポレートカードを使用したという認識だったが、実際には業務用プレートを使用し、区間外である名古屋高速を利用してしまった。

【時 系 列】

4月24日

8:20頃 車両使用のため、車両カバン・業務用プレートを貸出
9:20頃 名古屋高速 千音寺本線料金所を通過（区間外走行）
9:30頃 名古屋高速 吹上東ICを流出
※●●本社で打ち合わせ
13:30頃 名古屋高速 吹上東IC料金所を通過（区間外走行）
16:10頃 車両カバン・業務用プレートを返却

5月12日

13:43 メンテ本社から、●●の車両が名古屋高速の走行記録がある旨メール受信。
13:50頃 ●● 桑名事業所へ車両・業務用プレートの該当車両確認。該当車両あり。
15:00頃 メンテ本社へ区間外走行の事象報告。
17:00頃 ●●保全サービスセンター 保全計画へ事象報告。
17:00頃 当事者へのヒアリング実施。

5月13日

9:00～11:30 緊急安全大会実施

【報 道 等】 なし

【位置図】



青線: 通用可能区間

赤線: 今回区間外通行があった区間

1.概要

本件は、業務用プレートの貸出・使用・返却の一連の業務フローの中で発生した。

運転手は、名古屋市内の本社へ向かうため名古屋高速を利用する予定であり、本来はコーポレートカードを使用する必要があった。しかし、貸出時に電話対応をしながら手続きを行ったことにより、誤って業務用プレート貸出窓口に並び、そのまま手続きを実施した。手続き中も通話を継続していたため注意が散漫となり、本来は区間外走行「有」とすべきところを「無」として記入し、貸出簿を提出した。

一方、貸出担当者は当該記載内容に基づき、行先や走行区間の確認を行うことなく業務用プレートを貸出した。その後、運転手は通話を続けたまま業務用プレートをETC端末に挿入し、カード種別の相違に気付かないまま名古屋高速を走行し、本社での会議に参加した。また、コインパーキングへ駐車した際もETCカードを抜かず挿入したままとしていたため、この時点でも誤使用に気付かなかった。

会議終了後もカード確認を行わずに帰社し、返却時においても電話をしながら手続きを行い、区間外走行「無」のまま記録簿を提出した。貸出担当者も同様に記載内容の確認を行わず返却処理を実施したため、誤使用は是正されないまま業務が完了した。

この結果、貸出・使用・返却の各工程において複数の確認機会が存在していたにもかかわらず、いずれの段階でも誤りが検知・是正されることなく、一連の流れとして通過する状況となった。

2.原因

2-1 自己申告への依存（フェールセーフ機能の不足）

貸出判断および返却確認は、運転手の記録簿記載内容に依存しており、その妥当性を確認・補完する仕組みが存在していなかった。そのため、誤った申告や認識があった場合でも、工程内で自動的に検知・是正されることなく、そのまま業務が進行する状態であった。

2-2 確認作業に集中しにくい環境

貸出・返却という重要な確認工程においても、電話対応等のながら作業が排除されておらず、確認に集中できる環境が確保されていなかった。その結果、確認は形式的なものに留まり、実質的なチェック機能が十分に発揮されない運用となっていた。

2-3 運用実態と管理とのギャップ

管理上は適正利用が求められているものの、実際の貸出運用においては、行先や走行区間の確認が行われていなかった。また走行履歴の相互確認が実施されていないなど、現場判断に依存した運用が常態化していた。その結果、管理として求めるレベルと現場運用との間に乖離が生じていた。

2-4 自主的な検知・報告機能の弱さ

今回の事象は外部からの指摘により発覚しており、利用状況の確認や異常検知、自己是正に係る仕組みが機能していなかった。これにより、誤使用が発生しても内部で早期に把握されず、是正に至らない状態となっていた。

3.対策

3-1 自己申告への依存（フェールセーフ不足）への対策

①貸出時に運転手と貸出担当者による走行区間の確認

業務用プレートを貸し出す際、走行可能エリアを明示した図を貸出カウンターに設置し、運転手、貸出担当者ともに走行可能エリアであるのか確認する。（別紙1・別紙4）

②行先・使用目的・出発IC／到着ICの入力を必須化

従来の車両持出記録簿の記入欄は「行先/使用目的」となっており、多くの運転手は作業内容を記載していた。そこで記録簿の様式を見直し「行先」と「使用目的」に分け、「プレート利用区間」を追加する。（別紙2）

3-2 確認作業に集中しにくい環境への対策（ながら作業の排除）

①貸出・返却窓口には「ながら作業」を防ぐため、携帯電話置き場、掲示物を導入する。（別紙3）

②作業中断ルールの導入（通話終了まで受付停止）

③Webカメラを活用した遠隔監視・録画の導入を行い「見られている」意識を持たせる。（別紙4）

3-3 運用実態と管理のギャップへの対策

①返却時に運転手と貸出担当者によるダブルチェックを義務化

見直した様式と併せ、返却時は運転手が記載した「業務用プレート使用管理簿」を貸出担当者と相互に確認し、誤使用の有無を確認する。誤使用発見時は即座にメンテ名古屋へ電話しNEXCOへの報告と事後処理を実施する。（連絡先：工務課長・監理技術者・現場代理人）

②業務用プレートについて運用勉強会を新規入場時と安全大会で実施。（安全大会：2回/年）

③区間外に入ってしまった時、確認で区間外が判明した時の対処方法を車両カバンへ入れる。（別紙5）

④Webカメラの監視継続

導入するカメラを毎週月曜日、10時に確認するルーティーンとし先週分の貸出状況をランダムに視聴し貸出業務の適正を確認する。確認は当番制とし、副所長、工務課長、監理技術者、現場代理人で実施し、確認簿に確認日時と氏名、状況を記載する。また確認した状況をフィードバックとして報告する。（別紙6）

西暦 2026 年 4 月 24 日 (金) No. 1

車両(管理) No.	区間外	使用者	行先/使用目的	健康状態	7A3-E9 数値
1193	有		LED設置	良	0a
8510	有		LED設置	良	000